

高知県産業振興アドバイザー（発掘支援型）設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高知県産業振興アドバイザー（発掘支援型）（以下「アドバイザー」という。）の設置により、地域に埋もれた取組に対して、専門的な知見を生かした現状及び課題の分析並びに指導及び助言を通じて、新たな地域アクションプランの発掘を行うことを目的とする。

（職務）

第2条 アドバイザーの職務は、以下のとおりとする。

- （1）新たな地域アクションプランの候補の洗い出し（当該事業の実施主体（以下「事業者」という。）への現地訪問、ヒアリング等）
- （2）地域アクションプランへの位置付けに向けた事業者への指導及び助言

（委嘱）

第3条 アドバイザーは知事が委嘱するものとし、委嘱する期間は、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

（委嘱の解除）

第4条 知事は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときには、その委嘱を解除することができる。

- （1）アドバイザーから委嘱の解除の意思表示があり、やむを得ないと認められるとき。
- （2）前号のほか、アドバイザーの委嘱を解除すべきやむを得ない事情があると認められるとき。

（守秘義務）

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も、また、同様とする。

（謝金等）

第6条 知事は、アドバイザーに対し、予算の範囲内において謝金を支払うものとする。また、活動に伴う旅費は、県の旅費規定に基づき別途支給する。

（庶務）

第7条 アドバイザーに関する庶務は、産業振興推進部産業政策課（以下「産業政策課」という。）において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。